

平成29年第10回教育委員会会議

平成29年8月24日

午後 2時 4分 開会

1 開会宣言

○葛西教育長 ただいまから平成29年第10回教育委員会会議を開会いたします。

会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告願います。

○長谷川教育総務課長 本日、田中政策推進監が他の公務で欠席しております。

以上です。

○葛西教育長 傍聴者はお見えですか。

○高橋教育総務課 本日、傍聴者はありません。

2 会議録署名者の決定

○葛西教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、加藤委員と松崎委員とで行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がないようですから、提案どおり決定いたします。

3 議事

○葛西教育長 それでは、これより議事に入ります。

本日は、議案2件、協議事項4件、報告事項3件ですが、議案第20号、工事請負契約の締結についてと協議事項4件及び報告事項のうち、平成28年度決算と平成29年8月補正予算については、市議会等での審議・検討事項であるため、非公開で審議する必要があると考えます。

委員の皆さん、ご異議はございませんか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がないようですから、後ほど非公開にて審議いたします。

(1) 議案

議案第19号 四日市市文化財保護審議会への諮問（文化財指定：日永うちわ）について

○葛西教育長 それでは、議案第19号の四日市市文化財保護審議会への諮問、文化財指定、日永うちわについてのご説明をお願いします。

○川尻社会教育課長 1ページ目になります。

議題第19号としまして、四日市市文化財保護審査会への諮問ということです。日永うちわの指定について諮問したいと思います。

株式会社稲藤、代表取締役、稲垣嘉英から申請のあった日永うちわの文化財指定について、文化財保護条例第22条第3項の規定に基づき諮問したいと思っております。

説明につきましては、2ページ目になります。参考資料としてつけさせていただいてありますが、3番目に工芸技術の保持者として株式会社稲藤の稲垣和美ということです。

保存状況のところ、5になりますけれども、日永うちわにつきましては、現在は株式会社稲藤1軒だけということになっております。以下、写真等も参考資料としてつけさせていただいております。

簡単ですが、以上です。

○葛西教育長 これは、うちわ自体の文化財指定なのか、あるいは工芸技術の保持者の指定なのか。それはどうなんですか。

○川尻社会教育課長 工芸技術の保持者としてということです。

○葛西教育長 そうすると、この工芸技術保持者として適当な者の略歴ということで、稲垣和美さんのお名前があるわけですが、この方を指定するわけですか。

○川尻社会教育課長 はい。

○葛西教育長 もし、この方が何かの都合でお仕事をやめられたりだとかというようなことがあれば、これは、日永うちわというのはもう指定から外されるということになるわけですか。

○川尻社会教育課長 済みません、指定は日永うちわです。保持者としては、稲垣和美さんということで、職人の育成についても努めているということになります。

○杉浦委員 日永うちわを指定するということですか。

○川尻社会教育課長 そうです。すみません。

○葛西教育長 日永うちわを指定ですね。

○杉浦委員 日永うちわをつくっているのは稲藤さんだけだけれども、稲藤さんの中で技術者は何名かまだいらっしゃるんですか。

○川尻社会教育課長 今回の保持状況としましては、この方が適当な者ということで推薦されておりますけれども、調査については、今後、審議会で諮問にかけて調査を逐一していくということになります。

○加藤委員 従業員というか、職人集団は一定あるわけでしょう。お二人、ご夫婦だけでやってみえるのですか。

○川尻社会教育課長 今、申請で、名前が挙がってきているのはそれだけです。

○加藤委員 お二人だけで、家内工業的に続けてみえるのですか。

○川尻社会教育課長 調査については今後になります。

○加藤委員 ほんとうに天然のよさというのか、いいことだと思いますけど、おそらくこれに伴う道具ってあるでしょう、特別な道具が。ああいう道具なんかはどうしてみえるんでしょうね。だから、そういう昔のうちわをつくるときにしか使わない道具というのが、やっぱり連綿と続いていると思うので、そういう技術の保存というか、というのもこれをする事によってはっきりしていくといいことかなと思いますので。

○川尻社会教育課長 保護審議会には民俗の先生がお二人、委員としておみえになりますので、その方たちに指導していただきながら、今後調査を進めていきたいと思っております。

○杉浦委員 そちらには、もっと詳細な日永うちわの歴史的な文化としての希少性とか、長い歴史を持っていることとか、そういったところが裏づけされるような資料というのは、また別途出てくるんですね。

○川尻社会教育課長 今後調査をして、事務局でつくっていく形になります。

○杉浦委員 そういことですか。そうすると、申請時にはそういったところを特に出していただくような仕組みではないということですか。

○川尻社会教育課長 今回出させていただいておりますのが、申請書の中から抜粋はしてあります。なので、もう少し詳しくあります。工程ですとかは載っています。ただ、それ以上の調査については今後になります。

○杉浦委員 そうですか。

○葛西教育長 そうすると、また審議会で1年ほどかかるんですね。

○川尻社会教育課長 そうですね。

○葛西教育長 そこできちっと調べていって、調査書をつくっていただいて、それをまたここで見せていただいてということになってくる。

○川尻社会教育課長 年明け、1月か2月ぐらいに次の審議会をしたいと思っておりますので、それまでの間に調査が進めば、そのときに結論として出したいと思っております。

○葛西教育長 わかりました。そうすると、早ければ次の1月の審議会で決定する可能性もあるということですか。

○川尻社会教育課長 1月か2月かあたりになると思います。

○葛西教育長 どうぞ、今出たご意見についても調査をどうぞよろしく願いいたします。それでは、ご異議がなければこの件につきましては採択としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 じゃ、採択とさせていただきます。

(2) 報告

1 中学校給食の導入に向けた進捗状況について

○葛西教育長 続いて、報告事項の中学校給食の導入に向けた進捗状況についての説明をお願いします。

○海戸田学校教育課長 別紙の教育委員会会議定例会資料の中学校給食の導入に向けた進捗状況について、A3判をごらんください。1枚めくっていただきます。

四日市市中学校給食基本構想・基本計画の策定についてということで、平成28年の3月に出された中学校給食検討会の報告書の提言を尊重して、成長期にある中学生によりふさわしい給食を提供するというので、食育、それから地産地消を推進、全員喫食を前提とした食缶方式の導入を目指した中学校給食を実現するために、基本構想・基本計画策定委員会を立ち上げました。

先日、8月18日に第1回の基本構想・基本計画策定委員会を実施したところでございます。そして、その一番上に書いてございますように、基本構想を平成29年度に基本的な考え方を整理し、給食の実施方法の評価、検討を行っていく。そして、来年度、平成30年度には、具体的に建設手法、調理業務とか、配送業務、食材の調達や給食費について、ハード面、ソフト面の両面から、どのように進めていったらいいかというのを計画していくとのことで進めてまいります。

1枚めくっていただきまして、計画のスケジュール、具体的にはそれに沿って進めてまいります。平成29年度、本年度は、先ほど申し上げましたように、基本構想の策定ということで、どのような方法でやっていくのが、実現が可能かという方法を検討しております。

そこで、今週8月21日の月曜日から8月29日の火曜日、来週の火曜日まで学校教育課、それから教育施設課とコンサルの業者で現地調査に入っております。各中学校を回っております。今日も3校ぐらい出向いております、それぞれの現地を調査して、その結果どのような方法がふさわしいかというのを今後検討してまいりたいということでございます。

先日行われた8月18日の会議では、これまでの経緯と今後のスケジュールの確認、それから実施方法の一般的な特徴、親子方式、単独方式、調理場方式について、こんな方式ですと確認を具体的にいたしました。実現可能な方法をこれから考えていくということで、調査に入っております。

その中で、そこにメンバーは入ってございませんが、一応検討委員会の委員長として四日市大学の富田教授、それから、委員長代理として三菱UFJリサーチ&コンサルティングの執行委員の加藤義人氏を選出させていただきまして、メンバー11人で進めてまいるところでございます。

具体的に、3枚目をめくっていただきまして、第1回で確認されたことでございますが、これはまだ案の段階で、1回目に提案させていただいたところでございますが、中学校の給食の基本理念と基本方針ということで、そこに書いてございますが、第1回の基本構想・基本計画策定委員会のときに、委員の方々からそれぞれもったこうしたい方がいいのではないかと建設的なご意見をいろいろいただきましたので、これはまた多少事務局で修正をさせていただきます。

具体的には、基本理念にございますように、「未来のよっかいちを担う中学生の健やかな心と体をはぐくむ、安全で安心な学校給食」でございますが、そこで心と体を育む、それから、安全・安心に加えて、魅力的なおいしい学校給食、そんなことを入れてはどうかというようなご意見もいただいたので、その辺も含めてまた、そのいただいた意見をもとに、主に3つの柱、成長期の心と体を育む、それから安全で安心、それから何といたっても地産地消とか、適温での提供とか、そういうおいしい魅力的な給食、この3つの主に柱を掲げて、この基本理念のあたり、基本方針も含めて、もう少しここは変えていき、また再

提案をさせていただきたいと思います。

以上です。

○葛西教育長 これは何かご質問があればお願いいたします。

○松崎委員 まず、実施は一応、大体何年ぐらいをめどにしてとかいうのはあるんですか。

○海戸田学校教育課長 基本的には5年後、まだその辺は、またいろいろと検討を重ねてまいります、いろいろ準備もありますので。

○松崎委員 急いでほしいというわけではなくて、急がずに丁寧にやっていただきたいなと。せっかくデリバリー、ここまで頑張ってきたので、それではだめだというその理由づけというか、そのあたりとの差をきっちりつけて、いいものを提供していただけるように進めていただきたいなと思ひまして。急がないでお願いしたいと思っただけです。

○海戸田学校教育課長 まだいろいろと解決しなければいけない問題がいろいろありますので、いつ実現できるかはここでは明確にはお答えできませんが。

○杉浦委員 一方で結構、四日市で子育て中の友達とか、ほんとうに一日も早くということもあって、残念ながらうちの子のときには間に合いそうにないわというようなことも、結構おっしゃる方も多いのもありますので。とはいえ、計画的に実施していただきたい。

○渡邊委員 デリバリーの検証ということは、検証というか、そもそもなぜデリバリーがだめで、こっちにいくのかということについて、やはりもうちょっとちゃんと必要じゃないかなと思いますけど、私はね。

○松崎委員 その辺をもう少し詰めていただきたいなと思います。

○渡邊委員 大ざっぱではあかんですけどね。全然喫食率が伸びないとかいうようなことで、何とかしなきゃいけないという基準はよくわかるんですけどね。

○海戸田学校教育課長 中学校給食の検討委員会の平成28年の3月に出された提言にもございましたように、最終的にはデリバリーを始めたときもデリバリーが最終の終着点ではなく、今後よりよい給食の方法を模索していくというところでしたので、その提言を受けて食缶方式の導入ということで大筋に決まったわけがございますので、それに向けて計画を立てていきたいと考えております。

○加藤委員 これはほんとうに、ぜひ楽しく進めていただきたいと思うんですけど、この基本理念を達成するためには、やっぱり味わってじっくりと楽しく食べる時間の保障がないと、今の現状の中学生のあの弁当を食べている姿を見ていると、大体5分から10分で昼飯を食べておると。そんな、そういう日課の中で昼をとっていますので、ぜひこの中学

校の給食の導入に向けて、中学校の日課のあり方というのも並行して一遍じっくり検討いただいて、これはクーラーもできると夏休みを多少短くして、日課にゆとり、時数にゆとりが持てるかもしれませんし、先生の多忙感が、このままですと、一層また中学校現場で多忙感が増すと思いますので、やっぱり中学生がゆっくりと給食を味わいながら、お昼の時間を過ごせる日課。そのためにはどこかで時間を生み出してこないかんので、おそらく5年までにはクーラーが完成するでしょうから、せめて10日ぐらい夏休みを短縮して、そこである程度の時数を稼ぐと日課にもおそらく反映できると思いますので、この検討と同時にいわゆる中学校の日課のあり方、モデル的なものもぜひ検討いただいて、着手をいただくといいのかなと思いますので、要望いたします。

○葛西教育長 学校運営については、基本計画の策定という第2段階のところ、学校にかかわってソフト面の検討ということで、ここで5つございまして、その中で、⑤で学校運営面というところがありますので、ここで、この中できちっとそういうことはしていくと思います。

それから、今加藤委員から言われた夏休みの短縮、中学校の日課のあり方、これは32年から空調が小中学校に入っまいりますので、やはりそのときにどうしていくのかということは大きな課題となってきます。ちょうど給食と一緒にというわけではないんですけども、やはりこれは、今後議論をしていかなきゃならないだろうなというようなことを思っております。

○加藤委員 ゆとりのある日課の中やったら、給食を導入してもすっと入っていくと思いますので、ぜひこの受け皿をというか、事前準備をお願いしたい。

○葛西教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次に参ります。

(3) 議案

議案第20号 工事請負契約の締結について—中央緑地新体育館建設工事—

○葛西教育長 それでは、これより、さきにお諮りいたしました非公開の案件であります議案、協議事項及び報告事項に入ります。

傍聴の方、おみえになりませんね。よろしいですね。

(4) 協議

1 学校運営費（P T A 費）の支出状況について

○葛西教育長 それでは、協議事項の学校運営費（P T A 費）の支出状況について説明をお願いします。

○海戸田学校教育課長 別紙の平成29年8月24日、教育委員会会議定例会資料、学校運営費（P T A 費）の支出状況についてをごらんください。

1 ページ目ですが、これまで学校運営費における公費負担と私費負担についてということで、平成24年の11月12日の教育民生委員会の所管事務調査で、学校教育費とP T A 費の関係についてという報告内容に基づいて、私費負担があったもののうちの明らかに公費で負担すべきであると判断されるものについては、平成25年度以降、それらを含めて予算要求を行ってまいりました。

それで、学校がほんとうに今必要とする予算配当をするために、積算資料を根拠に予算要求を行っていくという必要があると考えて、何がほんとうに必要なかということ进行调查して、基本物品表の作成をしてまいりました。

それで、それをもとに、平成28年度以降、各学校が児童数、生徒数や学級数、それから教職員数に応じて積算した金額をもとに予算要求をするという積算方式に変更してきました。

その結果、1 ページの一番下にある表ですが、これは小学校、中学校それぞれの私費と公費の割合でございますが、このような額になっております。右側が合計に占める私費負担の割合、小学校が9.35%、中学校が17.75%となっております。

1 枚めくっていただきまして、次の表の調査を始める以前の2段目の表をごらんになってください。

平成24年度、学校運営に係る公費と私費負担の状況、下の表ですけれども、これを見ていただきますと、一番右側でございますが、合計に占める私費負担の割合が、小学校は21.67%、中学校で24.33%ございましたが、これが1 ページのように、小学校と中学校は私費負担の割合が、ほんとうに必要なものを公費で、それに応じて予算要求をしていくという方法に変えて、予算も上げていただきましたので、ほんとうに必要なものは公費で負担できるというシステムに変わってまいりましたということでございます。

これまでの基本的な考え方については、3 ページの別紙1、これは横に見ていただくんですけども、主に上が私費負担、A、B、それからDは公費が妥当である、Cについて、

この部分についてももう少し精査していくべきであるということで、基本的なほんとうに公費負担がふさわしいものについて、さらに基本物品表について整理をしてみました。その結果、2ページの表から1ページの表のような割合に変わってまいりました。

2ページの3番目であります、今後の課題と対応でございますが、学校が公費で負担すべき物品の基準が明確に示されたことで、今後も学校運営の透明化を図っていきたいということ、それから、基本物品表については、定期的に見直しをこれからも行っていく必要がある。これで決定ではなくて、例えばこれから消費税が変わったり、あるいは経済的な変動とか、物価が上下するとかということがございますので、その辺についてはまた必要に応じて見直していく必要があるかなと思っております。

それから、今後も各年度の決算状況に応じて、続いて調査を行って、公費と私費の考え方は先ほどの3ページの表に基づいて、きちんと運用されているかということを確認していく必要があるかと思えます。

最後に、(4)に書いてございますように、学校運営に係る費用は原則として公費負担であるという考え方に基づいて、平等性や公平性を保持することを前提に、現状は私費負担となっている物品についてもできる限り公費負担としていくように努めてまいりたいということで報告をさせていただきます。

参考資料として、4ページ、5ページ、これまでの公費と私費の考え方の具体的なもの、それから、6ページ、7ページ、8ページについては、それぞれの小学校、中学校において具体的にどのようなものが、主なものですけれども、公費で負担され、その中で、私費で出したものがどれぐらいあるかというのを参考までに挙げさせていただきました。

以上です。

○加藤委員 これって、今度の議会に出てくる資料ですか。

○海戸田学校教育課長 はい。最後の具体的な支出状況は出さないです。

○杉浦委員 ちょっとずれるかもしれませんが、結構私費のところ、先生方がすごくご負担を实はしていただいているというような現状で、何かそういった問題はないですか。クラブ活動とかで特に。

○加藤委員 クラブなんかは若干あるかもしれませんね。

○海戸田学校教育課長 部活動については、若干そういうところもあるかと思えますが、いわゆるCの部分、公費と私費のグレーゾーンになっているところについては、その辺についてもきちんと公費で負担すべきところは負担するように、きちんとこれからは精査し

ていく必要はあるかなと思っています。

○杉浦委員 そういったところもこれから透明化していくとか、出していただくと
いう。

○海戸田学校教育課長 はい。

○加藤委員 この資料については異論ないんですけど、原則公費で負担すべきものは何か
という発想で、これ、過去から議論を積み重ねて、今現在に至っておるんだと思うんです
けど、ちょっと視点を変えて、これは絶対に私費でやりましょうという、あるいは四日市
としては、これは私費でやりますという明確なものを決めてかかるというのも精査の仕方
として、今まで公費で賄う、原則だから、今課長の言葉にもあったように、学校でやるこ
とは原則公費ですと言ってしまふんやけど、現実問題は絶対にこれはやっぱり明らかに私
費ですよ、生徒の負担、児童の負担ですよというものも明確にするほうが、かえってこ
の資料の精度を増すんじゃないかなと思ったんです。

というのは、例えば、要は分類Cのグレーゾーンなんですよね。ここに何かごちゃごち
ゃごちゃっといっぱい物品が入っているように思いますので。例えば、5ページの分類C
の③の一定条件は次の全てを満たす場合であるということで、アとイと書いてもらってあ
るんですけど、この品物は何かというのはなかなか現実難しい部分もありますし、今課長
がこれは資料としては当日は使わないとおっしゃいましたけど、6、7ページを見ると、
少ない学校数のところ、3とか1とか、一桁台の学校でまだこんなものをPTA費で出し
ておるのという学校もあると思うんです、ぱっと見てみると。大きいところは目につくん
ですけど、逆に大きいところは当然基準が普通では足りないとか、どうしても見込みより
もたくさん物品が要るところで、PTA費で厄介になっている部分だと思うんです
けれども、1とか2とか3のところで行っているような物品は、これは明らかに公費とす
べきものが多いように思うんです、全てじゃないですけど。だから、はっきりとこれは、
四日市はどう言われても私費でやってくださいと、これはもう個人負担ですよという仕切り
も一遍やってみる価値はあるのかなと思いますね。特にクラブの活動費と何という部分、
これもクラブ協力費ということで中学校が、私も学校に厄介になっていましたので想像は
できますけど、それとて、ほんとうにたくさん使うクラブとあんまり使わないクラブとあ
りますので、そこでも公平性はなかなか難しいんですよ。ある一定で配分していますけ
ど。だから、はっきりと私費でやりましょうと。松崎さんは特に保護者の立場でどうす
かね、そこら辺。

○松崎委員 学校によってこれほど差があるというのを知らなかったの、それぞれの学校にもう委ねている部分ということですよ。

○海戸田学校教育課長 一応は、児童・生徒数に合わせた基本数量、それに合わせて予算要求をしてもらうということになっているんです、基本物品については。さらに、例えば学校行事があって、その与えられた数以上に必要であると、他の行事があるとか、あるいはちょっと印刷物が多かったとか、そういうのについては、この学校が私費で支出していただくということでございます。

○松崎委員 私も4月のPTA総会に出席したときに、こんなものをPTA費で払っていたのというのを見てびっくりしたことがよくありまして、そのあたりも市として、これはやはり、先ほど加藤委員おっしゃったように、私費なのか公費なのかというのは理由づけもあって、しっかり言っていた方がいいかなと思えました。

例えば、ちょっと学校で問題になったのが、給食の当番の子たちの白いエプロン、あれも私費だったので、親御さんたちが、えっ、これって学校の公費じゃないのという話もあって、古いのをみんなが我慢して着ていたのを、私もアイロンをかけていて思っていたので、これも公費で出ないのはちょっとかわいそうかなと思っていたんですけど、そのあたりの差というのがよくわからなかったの、きちっと整理していただければと。

○海戸田学校教育課長 その辺は学校の配当予算の中で学校がやりくりしていただいているんですけども、明らかにこれは公費負担がふさわしいのではないかということについては、我々事務局も個別にどうですかということはおっしゃっています。

○加藤委員 だから、私が先ほど申し上げた逆ね。はっきりとこれは私費というのを決めましょうと。その中でグレーゾーンがあれば、それは、それも市としては、これは私費、これは公費とやると、もっとすっきりとしたいい資料というか、学校も扱いやすいんじゃないかなと思いますね。

○海戸田学校教育課長 当然ですよ。加藤委員おっしゃるように、これ、むしろ、そちらのほうが多いんですが、これは公費より私費でしょうという部分についても学校には返している部分もございます。

○杉浦委員 私費とかはどんどん項目が増えてきてしまいそうですね。

○加藤委員 たくさん増えると思いますけど。

○葛西教育長 3ページの表をごらんになっていただくと、3ページですけども、負担の考え方のBの欄に、私費負担と考えられるが配慮が必要というところがあって、ここで、

③、④のところで、③が個人が使用する用具、練習試合のための費用、ここで具体例として野球のグラブ、テニスのラケット、練習着、練習試合の旅費等、これなんかは、これはやはり私費負担として考えているわけですね。

ところが、大会参加費とか大会等会場までの旅費、宿泊費、ユニホーム、特に高額な用具、これも私費負担ですけれども、高額になってくる、あるいは大会等なんかでやっぱり参加人数が増えるということになってくると、例えば県大会へ中体連で出る場合については、2分の1が私費で出るわけなんですね。東海大会とか全国大会になりますと、これは市が2分の1で、中体連が2分の1を持っていただくと。ところが、そこは競技によって10人だとか、15人だとか、人数は決まっていますから、そうでない部分については、どうしても私費にならざるを得ないと。そういう場合は、学校のPTAさんでそういうクラブ助成費みたいなところでお金を出していただいているという、そういう学校もあります。これは昨年調べたら、22校中17校がそういう大会等については学校で援助しているよという調査もありましたけれども、やっぱり学校によって違うという事実があります。

今議論いただいたように、確かにこれは具体例としてこういうものがあるわけですが、多分もう少し詳しいものも想定してあると思うんですけれども、やっぱりそれがもうちょっときちっと徹底させていく必要があるんだろうなというようなことを思います。

だから、どの学校でも私費は私費、公費は公費というところに近づけていかなきゃならないんじゃないかなというような、方向性についてはね。ですから、加藤委員が言われるように、これはもう明らかに私費だねというもの、それから、6ページ、7ページ、8ページを見ていただいてもわかるように、私費の支出があった学校数が1とか2とか3というのは、これは逆に言うと、ほとんどが公費で賄っていると。

○加藤委員 賄えますよね、全て。

○葛西教育長 ということなんですよ。ですから、やっぱり、ここ、こんなになっているけれども、これをもう一段きちっとやっていくことが、やはり公費をきちっと教育委員会が担保していくということになるんじゃないかなというようなことを思うんですよね。だから……。

○加藤委員 さらに言うなら、いわゆる公費と私費があって、おそらくグレーというのか、グレーという言葉が適当かどうかわかりませんが、まさに中学校のクラブによって、いわゆる道具が非常に高額な、例えば剣道の道着とか、野球の基本的に使うもの、みんなが、あんなものまで、野球するものみんなそんなものというようなことで個人負担したら、そ

それはまた大変なことになりますので、だから、PTAで学校のクラブに対して、いわゆるクラブ活動費とか、クラブ運営費とか、クラブ補助費という名目でおそらく協力いただいております現状はありますので、そういう中間部分もやっぱりきちっとつくるほうがいいんじゃないかな。AかBか、公費が私費かというその間に、何かいわゆる相互扶助、互助会的なお金ということで、中間的なものもあって、そして公費と私費と、いわゆる相互扶助というか、互助会というその3つぐらいの分け方をすると、もっとすっきりいくのかわかりませんね。

○葛西教育長 ですから、そのあたりはちょっと大変。確かに、平成24年度が、これがやっぱり問題となった。何で問題になるかといったら、ある中学校で施設修繕費をPTA費でやっていたということが報道されて、そのことから私費と公費についてどうなんだということになった。そして、きちっと調べたら、かなりの額を私費から出されていたと。だから、これをやはり健全化していくためにということで、この学校運営費における公費と私費の考え方という表を整理していただいて、そして、財政も努力していただいて、今日に至っておるわけですけれども、さらに、もう一段階、これをやっぱりバージョンアップ、磨いていくというところで、加藤委員が言われたようなこともちょっと念頭に入れて。

○加藤委員 AとCとやっぱりB。Bはグレーとは言えないので、やっぱり3点でもう少し整理するとすっきりするし、それがきちっとできれば、どこの学校もそれに沿って処理できますから疑義を生じるようなことは全くないし、堂々と使っていただけるというか。

○海戸田学校教育課長 考え方をもう少しまた整理してより精度の高いものに、それから、基本物品表についても、さらにもっと精査していきたいと思っております。

○加藤委員 これだけだと、ちょっと無理があるかもしれませんね。

○葛西教育長 よろしいでしょうか。

2 平成28年度 本市におけるいじめ・不登校の状況報告について

○葛西教育長 それでは、続きまして、平成28年度本市におけるいじめ・不登校の状況報告について報告をお願いします。

○廣瀬指導課長 指導課でございます。

1枚訂正のペーパーがございますので、該当ページになったらその趣旨等についても説明をさせていただきます。

それでは、A3判の28年度本市におけるいじめ、不登校の状況報告につきまして、

1枚目からお願いいたします。

1ページでございます。

いじめの認知件数でございますが、平成28年度、小学校195件、中学校103件と、グラフのとおり、特に小学校が大幅に増加しておりますが、これにつきましては、国も積極的にいじめを認知するような指導もございまして、私どももいじめの認知については見逃すことがないよう積極的に捉えていただいた結果であると考えておりますので、数字の上昇については特に問題視をしていないというか、細かく見ていただいた成果であると肯定的に捉えております。

2番の学年別のいじめ認知件数の状況については、これも経年どおり同じような傾向で、小学校においては学年が進行するによって増えている、中学校はやはり中1がピークで、3年生になるにしたがって収束していくというような形になっております。これにつきましては、中3とか学年が上がるごとに中学校の場合は自分の気持ちを抑える力がついて、適切な人間関係をつくっていくことができる、そういった力がついてくるのが1つの理由ではないかと考えられます。

3番目のいじめの解消の状況でございますが、28年度3月末におけるいじめ解消率は小学校が93.8%、中学校が93.2%となっております。未解消が小学校が12件6.2%、中学校が7件6.8%となっております。これは、28年度末に文部科学省から解消していると判断しても3カ月は継続して見守りを行うようにということで、3カ月をもって解消したと判断するというようなご指導がありましたので、3月末現在はこういった12件、7件の未解決の部分もございましたが、この12件、7件につきましても、7月末現在では全件解消となっております。

続きまして、2ページに移ります。

いじめ発見のきっかけですが、少しきっかけも昨年とは中身が変わってきておるんですが、小学校は本人アンケートから発見される場合が45%とここが多くなっております。中学校は保護者からの訴えから発見される割合が28%と多くなっております。ここ、ちょっと小中、去年と逆転しておるところがございまして、いずれにしてもアンケート、本人の訴え、保護者からの訴えを含めると、発見のきっかけの7割から8割がこういった内容のものになっておりますので、いじめの発見においては定期的なアンケートの継続の実施、これについては学期に1回実施していただくよう指示をしておりますので、きちんとっていただいた結果かなと思っておりますし、保護者と子どもとの信頼関係を築いて相

談しやすくする環境づくり、こういったものが重要であると考えており、より進めていきたいと考えております。

いじめの態様、5番ですが、これも同じように圧倒的に半数以上は冷やかし、からかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われるが高い割合を占めています。あと8番のところ、見にくいんですが、パソコンや携帯電話での誹謗中傷、嫌なことをされるとというのはパーセントとしては小学校で2%、中学校では7%となって数字的には小さいんですが、全体の報告数は上位でないものの、昨年、ここは小学校1%だったのが2%、中学校5%だったものが7%と徐々に増えています。いじめとまで上がらなくてもSNSにかかわるトラブルは、これは頻発しておりますので、これがいじめに発展しないように今後注意をしていく必要があるとは考えています。

なかなか、でも、SNSの問題が発覚するのが難しいところがございますので、ネットパトロール等も県でやっていただいておりますが、このあたりは保護者からの訴え等、本人からの訴えが必要になってくるので、そういった環境づくりを、子ども、保護者との人間関係づくりが大事と考えております。

3ページでございます。

いじめられた児童生徒の相談状況でございますが、いじめられたとされる子どもたちが誰に相談をしているのかということですが、ありがたいことに、相談の相手役としては小学校で59%が、中学校でも49%の子どもたちが担任と回答してくれました。また、担任以外の教師、養護教諭も含めると小中とも65%、67%といった子どもたちが学校の職員に相談をしてくれておりますので、日ごろからの信頼関係が大事かなと思っています。

この中でスクールカウンセラー等の相談員に相談したというのは1%程度でほとんどないわけですが、これはスクールカウンセラーが予約で詰まっているとか、週に1回6時間という制約がある中でなかなかいじめの相談をするというのは難しいんですが、スクールカウンセラーについてはあとのフォロー、いじめの認知後、問題解決に向けて子どもたちの、被害児童の心のケアにつなげるという形で活躍をいただいております。

あと、一番問題となるのは、誰にも相談していないという子どもたちですが、平成24年度、6%ほどおったわけですが、今回の調査、28年度調査では2%まで減少させることができました。これにつきましては、先ほどから繰り返しておりますけれども、まず学校がささいなトラブルを見逃さず積極的に認知して介入していること、それから、相談する体制づくりを充実させていることから、こういったことは数字が少なくできるようにな

ってきたのかなと考えています。

7番の学校におけるいじめに対する日常の取り組みですが、ここは済みません、差しかえ版をお願いいたします。

差しかえたところなんですけれども、例えば7番のマーカーで引かせていただいたところ、2番目、いじめ問題に関する校内研修会を実施したかどうかというところでございますが、これにつきましては、級友調査がいじめのアセスメントの調査にもなるということで、これは愛知県の自殺をされた子の検証のところでも問題になっておりましたが、級友調査、結構ないじめ調査に対する分析の1つの資料となりますので、これについては校内で、全ての学校で検討会をしていただいておりますので、校内研修は実施されておると考えています。

それから、4段目の児童・生徒会活動等を通してと書いてあるので、ここにとらわれて回答しなかった学校もあるんですけども、児童生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりした、これは必ず人権・同和教育課のご指導もあって努めてしているところですので、60校、38校、22校とも実施というように考えていきたいと考えています。

それから、下から4段目、いじめ問題に対し、警察や児童相談所など地域の関係機関と連携協力対応を図ったについてですが、これは実際大きな問題があつて警察や児相に相談した数は、前の報告の、前にお示しした10と6という数なんですけど、三重県とご相談させていただいた結果、教育委員会が定例会、警察、学警連の関係で警察との相談、報告をさせていただいておる、それについては各学校がこういった関係協力の対応をとっていると考えるとよいという指導もありまして、38、22校の60校とグラフの数字を変えさせていただきます。

こういったところで、経年、私どももいじめ防止に関する指導をさせていただく中で、学校現場としてもかなりさまざまな対応を図っていただいているという現状があるというところがございます。

4ページでございます。

こちらからは不登校の状況となります。

不登校につきましては、残念ながら、今年も小学校が100人に達してしまつた。それから、中学校も300を超えたというところで、依然高い発生の状況になっております。

これを学年別に見ると、いつもどおりですね。いつもどおりという言い方は申しわけないんですが、6年から中1のところで2.5倍、3倍と言われますけれども、2.5倍には

抑えておるんですけれども、やはり高い発生率があります。続いて、中2のところ、中1から中2というところもたくさん不登校が発生する時期となっております。これにつきましては、特に小中の発生にところについては不登校連携シートの活用を提唱しておるんですが、なかなか十分に浸透しているとは言いがたいところがございます、教育委員会、指導主事が学校サポート訪問してよりよい活用について指導、助言を行うとともに、校長会等でよりよい取り組みをされている学校の例を紹介して、有効な活用について働きかけていきたいと考えています。

5 ページでございます。

こちら、不登校欠席の日数別と人数の割合ですが、不登校というとはほとんど学校に来ていないというイメージがございますが、よく見ていただくと、例えば小学校の半数、51%は年間欠席数が30から89というところで、月に何日か休む子が1年間通算すると30を超えて不登校と呼ばれる子どもに値することになっているという現状がございます。中学校でも33.7%の者がそういった状況でございます。全国的にも小学校は半数が90日に足らない、中学校は40%が90日に足らないというような欠席の状況であります。

新たな不登校を生まないためには、こういった週1日、2日程度休んでしまう子を何とか丁寧に対応して、30日を超えて不登校児童生徒とならないような初期対応が重要ではないかと考えています。

これについては、3日目シート、平成25年から導入されておりますが、この活用についても、先ほどの小中不登校連携シートと同様、十分な活用ができるよう指導に入らせていただく、または好事例を紹介するなどして有効な活用を進めていきたいと考えています。

11番、不登校の要因でございます。こちらは、表を見ていただくと、例えば小学校のところで家庭に係る状況というところが81、これは学校が不登校の子どもの要因分析をする中で家庭に係る状況ではないかと捉えたものが81人おるというところがございます。この内訳は、無気力であったり、不安の傾向があるというような分析をしておりますが、中を見ていただきますと、例えば貧困の問題や児童虐待や、心が不安定な保護者の存在などが1ケースずつを見ると浮き彫りになってくる場合もございますので、そういったことも不登校の要因の1つとなっているのではないかと考えておるところでございます。

なかなか不安定な保護者さんと学校との関係づくりが難しいところがございますが、2つ目でございますとおり、スクールソーシャルワーカーの対応で窓口を開いて相談がかけられるような状況も少しずつ出てきておりますので、こういったスクールソーシャルワー

カーの活用については今後も進めていきたいと思っております。

中学校では小学校同様に家庭に係る状況も大きな問題なんです。真ん中あたり、学校に係る状況の中で、やはり学業不振、先ほど申し上げたとおり、中学校1年生で不登校に陥る、2年生で陥るところの多くの要因の1つは勉強がわからなくなって学校に行きにくくなったということが考えられると思います。ここの防止としては、やはり小学校時からの基礎学力の定着を図る、そのためにも家庭の生活リズムであったり、学習習慣の定着、このあたりを小中連携して丁寧に指導していく、また、保護者の理解を求めて家庭を支援していく取り組みが必要であると考えています。

次いで、中学校では、いじめまでは至らなくても、いじめを除く友人関係をめぐる問題、こういったトラブルから人間関係をうまく構築できない状況で学校を休んでしまうところがございますが、中にはコミュニケーションに課題のあるお子さんもたくさんいますので、そのあたりの発達にかかわる要因等、具体的にスクールカウンセラーやソーシャルワーカーさんと専門機関等も絡めて指導をしていく必要があるのではないかと考えています。

6 ページでございます。

関係機関への相談状況でございます。こちらの学校復帰を目指しての取り組み等ですが、スクールカウンセラーであったり、スクールソーシャルワーカーの支援を受けるところについては、小学校34%、中学校20%ですが、昨年、小学校19%から34に伸びています。中学校も15%から20%に伸びていますので、カウンセラーにつなぐ、それからスクールソーシャルワーカーが介入するという事は一定進んでいるのではないかと考えています。

適応指導教室、真ん中にごございますが、中学校においては、特に進路決定のところから高校へ行きたいという思いも高まっていく中で学校復帰を目指す子どもたちも増えてくるので、中学校では適応指導教室に通う子どもが17%と高くなっています。

先ほどから紹介しておりますが、スクールソーシャルワーカーですが、27年度より立ち上げまして、28年度、年間57回の派遣をしましたが、うち18件が不登校に係る事案となっております。

一番の課題は、グラフにもございますとおり、小学校で37%、中学校で51%、どこの相談機関にもかかっていない児童生徒の割合が高いところがございますが、このあたり、なかなか相談に対する保護者の理解が得られないケースが多うございまして、ここの切り口はスクールソーシャルワーカー、学校と関係ないところの立場から入っていただくこと

で心を許してもらっているところもございますので、スクールソーシャルワーカーの介入というのは重要な1つの学校復帰に向けての取り組みの足がかりになっております。

13番、指導の結果、改善が見られた児童生徒に特に効果があった措置、これも学校がそう思っているというところでございますが、特に重要な取り組みとしては、11番、12番、13番あたりの登校を促すために電話をかけたり、迎えに行くとか、家庭訪問をして相談に乗る、それから、家庭の協力を求めて家庭生活や家族関係の改善を図るような助言をしてくる、こういったところ、地道に触れ合いを持って、学校復帰に向けてアプローチしていく必要があると考えています。

また、7番の教師の触れ合いを多くするであったり、9番のさまざまな活動の場面において本人が意欲を持って活動できる場を用意する、こういったところが必要になってきますが、これについては、1番の不登校の問題について、全教師が、全部の教員の共通理解を図る必要がございますので、このあたり、丁寧に取り組みを進めていく必要があると考えています。

7ページからは教育支援課にお願いをいたします。

○川邊教育支援課長 教育支援課です。

続いて、14番の不登校リスク群のことについてご説明申し上げます。

不登校リスク群は、そこに書いてあるように、市独自の基準で学校から上げていただく。不登校前を細かく見ていかなきゃいけないということで、平成26年からの資料をつけておきましたが、そこにあるように、学年によって差があるかというところあまり大きな差はなく、どこの学年にも不登校リスク群は存在するということがデータとして見ていただけるかなと思います。

そういう不登校リスク群、不登校になる前の子どもたちへ予防的、組織的な対応というのが大事であるということで、先ほどからも名前が出ていますが、3日目シートであるとかいうあたりの活用を促進していく必要を感じております。

ただ、今現在の3日目シートなんですけど、なかなか活用が進んでいかないということで、今年度の研究の中で3日目シートの改良を今進めています。3日目シートにいろんな気づきを書き込むことによって、アセスメント、要はどうこの子にかかわっていったらいいのかとか、どんな支援をしていくといいのかというのが3日目シートの裏側に、もう一枚違うシートのところへ反映されるような、そういうことを今研究で進めて、それを実行へ移せるような取り組みをしていきたいと思っています。

それから、昨年度の不登校対策委員会とか、その事務局会の中で話題になったのが、先ほど指導課からも報告がありました。比較的欠席のまだ少ない30から89日という、この89が少ないかというのはまた別問題ですが、そこに重点を置いた取り組みが必要であるということで、やっぱり早い段階から不登校に陥る可能性を察知して、その子へ手当てをしていくというか、手だてをとっていくことが大事であるということが話し合われております。

次のページへ行ってください。

続いて、適応指導教室における状況についてご説明をさせていただきます。

8月3日の教育懇談会のところでもご説明をさせていただいたんですが、繰り返しのところもあります。まず、(1)の通級生の人数と学校復帰率についてです。昨年度は、ふれあい、1年間71人、ふれあいというか適応指導教室には71名の子が通ってきました。見ていただくと、平成24年から少しずつ増えて28年が一番多くなっています。2番目が学校・担任との連携ですが、平成24年からの記録なんです。27年度に112回となっていますが、これについては、適応指導教室の職員が全中学校へ回った、それから、指導課と一緒に適応指導教室の指導主事が全小中を巡回した。いろんな学校へ行く機会を多くとって、少しでも適応指導教室へつなぐ子がおったらその子をつないでいくということを学校へ周知に回りました。その結果、112回という回数になっています。28年度、昨年度は指導課とともに指導主事が行動することもあったんですが、適応指導教室の職員は適応指導教室に通っている通級生の学校だけ巡回をさせていただきました。その関係で回数は減っていますが、その分学校との接続を27年度に行った結果だと思われませんが、担任と学校がふれあい教室、適応指導教室へ訪れる人数が約倍近くになったというグラフになっています。

それから、わくわく教室というのは、こちらの総合会館でやっている部分とふれあい教室でやっている小学生向けの不登校の状況です。

適応指導教室で取り組みの概要のところを書いてございますが、一番去年度の大きな課題としては、シフトを組んで見学者に早く対応できるようにしたということが一番大きな取り組みかなと思います。要は、早く適応指導教室に行きたいんですが、今まではセラピストと面談をさせていたもんで、週2回しかセラピストがいないもんで、その週2回で見学会を持っていたんですが、来たいときに来れるような体制をとったということで、少しでも早く適応指導教室へつなげるような取り組みをしたということが一番大きな取り組み

の概要としては挙がっています。

あと、右側のページになりますが、最後、課題とか今後の方向性に入っていくんですが、今これだけの数を個々に対応していこうと思うと、部屋とか、この前も申し上げましたが、指導員が不足をしているというところで、きめ細かく対応するためにはその辺の増加が必要かなと思っております。

以上でございます。

○葛西教育長 詳しく説明していただきました。

何かご質問の点があればお願いします。

○杉浦委員 ありがとうございます。初め、いじめの件数の推移のところ、積極的な認知のおかげのこともあって件数が増えているということではあったんですが、理想として、積極的な認知に努めていただいても限りなくゼロに近づけていくのが究極の理想ではあるんですけども、やっぱりいじめのことに関しては、日ごろ先生方が教育の現場で1人ずつ向き合っていたとこののがもちろん肝になってくるところなんですけど、こういった調査とか報告、統計書として出す目的とか意義というのがやはり原因と、あるいは対策を練るための基礎資料になるという意味が一番大きいと思っています。

そのときに、今日提示いただきたいいじめの部分に関して見ると、少し数字があらわしているものが何であるのかということがわかりづらいものが幾つかあるなと思いました。

これ、そもそも調査、文科省が小学校、中学校に対して行っているということなので、調査対象は小学校が38で中学校が22という数になると思うんですが、例えば2ページの4番とか5番とか、パーセンテージであらわしていただいていますけど、これの母数が小学校であれば例えば38校のうちの54%という読み方なのか、あるいは小学校ですといじめの認知が195件ありましたので195に対する54%なのかで随分と数字があらわすものも違ってきますので、その辺についてはやはり、後半にもありましたけれども、母数もしっかりと示していただく必要があるなと思います。

理想としては、やはり195の件数に対してのそれぞれがどれくらいあるのかというようならわし方をしないと、対策にはならないだろうと思いました。

もし母数が認知の件数ということであれば、ある程度のデータの数でもありますので、学年別に見たときのいじめの認知の件数というのが小学生のときに上がってきて中学校にしたがって下がっていくというのは、やはり子どもたちの成長の過程の中で、集団意識であったりとか、自我の目覚めであったり、観察力の向上であったり、いろいろないじめの

中身以外の成長過程の特質というのものもあるんだと思うんですが、それ以外にも、例えば特に5番あたり、クロス集計とかをしていただくことで個別の対応ではなくて学年に応じた未然に防ぐ教育というものに生かすことができると思いますので、ぜひ5番のあたりにつきましてはクロス集計をしていただいて、詳しいデータをもとに、これから始まります道徳のときに、学年に合わせた、いじめが防げるような教育につながっていくようなデータに使っていただければなと思いました。

SNSとかそんなのもパーセンテージが少ないけれども、おそらくクロス集計するとそれがすごく高くなってくる学年というのも明らかに出てくると思いますので、ぜひこういった統計はそういった集団に対する戦略を練るときに使えるものになってきますので、その辺の分析と示し方について改善をぜひしていただくようお願いをしたいと思います。

○葛西教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○加藤委員 まず、これは1ページのグラフでいじめ件数推移となっていますので、これ、いじめ認知件数推移と、ぜひ認知を入れておいてもらいたいと思います。

いきなりいじめ件数ときますので、ほかは認知が入っていますけど、抜けていますのでぜひお願いをします。

それと、7ページの、先ほど杉浦委員もおっしゃったことと結果として一緒になるのかわかりませんが、不登校リスク群の割合をあえてここに掲載いただいたことで、先ほど課長はあまり変わらないんですわという説明をされたと思うんですけど、これ、変わらないからいいのか悪いのか、どんな手を打つのかというところをもう少し丁寧に見ていかないと、大体率は5から6%台ですねと、だから予備軍がこれだけあるんですわといだけの資料なのか、いやいや、やっぱり予備軍の中でこの5とか6というのは、何%からが大きいんですよというところなのか、もう少しこれも説明が要るのかなと思います。

○杉浦委員 今、加藤委員がおっしゃったいじめ件数推移なんですけど、これは件数となっています。人数は今回の調査では把握できない。だから、私が1年間で10回いじめられたと言ったら1なのか10なのか。10ですよ。

○葛西教育長 10です。

○杉浦委員 10ですよ。そのときに、人数も本来わかるとまた違うんですよ。

○加藤委員 同じ子が何回もという。

○杉浦委員 そうそう。文科省がされている調査なので、そもそもそういった調査項目が

なければわからないんですけれども。

○加藤委員 そうなんですよね。これも過去からこの形式で多分統計は指導課でまとめていただいていると思いますけど、どこかでちょっと切り込みの視点がないとこの資料が生きてこないのかもしれないですね。この数値は数値としても。

○廣瀬指導課長 言いわけを1つ。文科省調査が年々おこなわれてきていまして、今日出せるかというぐらいのタイトなスケジュールでやらせていただいたところですので、杉浦先生とか加藤先生からいただいた、今後についてはそういった視点で分析をかけて、実際、生かせる資料に変えていく必要があると思っています。

それから、先ほどのいじめリスク群の話とは少しずれるかもわからないですけど、5ページなんですけれども、昨年も30日から89日の子ども、要は週1回か2回休んでしまう子、べったり不登校ということじゃなくて、ここを一回、中学校、小学校の校長会も協力して、ここのキャンペーンを張って、ここを減らそうと思って取り組んだんです。これ、狙いどおり減ったんですけど、見ていただいたらわかるとおり、28年度、中学校33.7%まで圧縮してここの防止には努めたんですけど、残念ながら、逆にたくさん休む子が増えたもんですから総数が変わらなかったというちょっと残念な結果となりました。一定ちょっとずつ休む子についてはターゲットに入れて丁寧な指導することで、新たな不登校を生まないという取り組みには少し成功したのかなと思いますので、そのあたりはリスク群調査の数字もあわせて見ながら対策は事前にとっていけるのかなというところは、去年ちょっと感触を受けたところですので、今年より進めていきたいと考えています。

○加藤委員 毎年それをやると大変でしょうから、やっぱり5年に1回とか、何かでぽつと突っ込んで、今杉浦委員がおっしゃられたことなんかも含めて検討されると。

○杉浦委員 文科省にもこういう調査項目を入れたほうがいいんじゃないですかと言っていただいてもいいかなとは思っています。

○葛西教育長 やはり切り口というんですかね、それをそうやって突っ込んでやることによって、また新たな切り口だとか新たな対応策も見えてくるということになってきますよね。

○加藤委員 このデータで見ると、なかなか減らん、大変だということになってしまいますので、一遍そういう分析の視点をちょっと変えていただくと、ほんとうにAちゃんが20回この中で回数として上がっておるかわからるので、その20回を解消してあげたら大きく減るというのもあるでしょうから。

○葛西教育長 これははじめですから20回ということはないですけど、暴力行為は特定の子が何回も件数を起こすということで、それはあるんですけどもね。

○加藤委員 そこら辺がちょっと数字のマジックというか、隠れた数字が出てくるので。

○葛西教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次に行きます。

3 久留倍官衙遺跡整備事業について

○葛西教育長 続きまして、久留倍官衙遺跡整備事業についての説明をお願いします。

社会教育課長。

○川尻社会教育課長 社会教育課でございます。

久留倍官衙遺跡整備事業としまして、今回は久留倍官衙遺跡の整備がおくられてきておりますので、改めて一度、進捗状況についてご報告させていただきますのと、そうは言いますが、ガイダンス施設につきましては、もうほぼ整備が終わるような状況になっておりまして、年明けまして3月にガイダンス施設を先行してオープンさせようとしております。それに向けて条例の整備をしていく予定をしております。11月に定例月議会に条例を上程しようと思っておりますので、そちらの条例の制定についてということでお話を、今回は協議をさせていただく予定をしております。

まず、概要ですけれども、ざっと書かせていただいております。こちらは省略させていただきますけれども、国指定史跡でございます。Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期ということで、年代別に分かれております。

2枚目に図面をカラーでつけさせていただいておりますけれども、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期が右の下に、ちょっと茶色系の色で色分けがしてあります。そのような形で整備を予定しております。

そちらの中で、右側にくるべ古代歴史館とありますけれども、こちらがガイダンス施設になります。これについてはもう建設が済んでおりまして、済んでおりますのがこちらと、建物としましては左の上にあります正殿立体表示施設というものになります。

次が、これまでの経過と今後の計画というところで、左の下に経年で書かせていただいております。本来ですと28年度で整備完了でしたが、今このような状況になっておりまして、29年度にはガイダンス施設をオープン、30年度に八脚門の復元を建設予定しております。31年度には歴史公園として整備の全体を完了しまして、32年度に全体オ

ーブンということを予定しております。

資料の右半分になりますけれども、こちらが久留倍官衙遺跡公園についてということで、先ほど申し上げましたとおり、3月にガイダンス施設についてのみを先行オープンさせようと考えております。それにつきまして、四日市市久留倍官衙遺跡公園条例ということで条例を制定してまいります。スケジュールとしましては、29年11月に定例月議会に上程をさせていただきたいと思っております。3月に告示、それでオープンということで進めてまいりたいと思っております。

名称ですけれども、久留倍官衙遺跡公園の中には、公園の部分としましてくるべ古代歴史公園、ガイダンス施設につきましてはくるべ古代歴史館ということで、名称、このようなことで、今、案ということで考えております。

このくるべ古代歴史館についてですけれども、開館時間を午前9時から午後5時までで、夜間は閉鎖しようと思っております。休館日は月曜日と火曜日の週2日、これは暫定的と思っております。全体オープンの際には、どうしていくとよいかということのをそれまでの暫定の運営もあわせて考えて、その後の運営をまた改めて検討したいと思っております。こちらにつきましては、施行規則の中で制定をさせていただこうと思っております。

以下、事業ですが、業務としましては施設の維持管理、こちらはガイダンス施設の部分と、それから駐車場、それから公園の部分になります。

利活用としましては、来館者、一般の来館者と、あとは小中学校などの団体さんのご利用を考えておまして、そちらの案内の対応、それと体験学習、あと、ボランティアを今年度養成することを考えております。そちらのボランティアさんとの協働ということの管理といいますか、そのようなところを考えております。あと、イベントの企画、開催、企画展などをしていく予定をしております。

来年度、30年度の企画としましては、あくまでもガイダンス施設が中心になりますけれども、ミニ企画展ですとか、写真展などを考えております。

八脚門の建設工事を来年度予定しておりますもので、その工事の段階に応じまして、市民の方を募って見学会をしようと思っております。

先ほど申し上げましたボランティアなんですけれども、今年度募集をさせていただきまして、このボランティアさんにつきましては、解説のボランティアさんと、あとは施設の簡単な管理、草刈りを手伝っていただいたり、清掃を手伝っていただいたりとするボランティアを募集しようと思っております。

管理運営費なんですけれども、これ、あくまでも今の机の上での計算、概算なんですけれども、760万ほど年間かかるかなと算定しております。

3枚目なんですけれども、公園の整備スケジュールです。23から7、28年度とあります。ここまですでに終了済みのもので、この29年度計画といいますのが、今年度の工事の予定というか、進めております内容です。

ガイダンスのエントランス部分なんですけれども、駐車場の舗装と地下の連絡道の舗装をしようと思っております。

あと、ずっと周りを囲んで園路があるんですけれども、そこに照明等をつけます。

遺構整備についてなんですけれども、先ほどⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期の区分を申し上げたんですけれども、Ⅰ期の部分といいますのが正殿の後ろの正倉の部分になるんですけれども、そちらと、あとⅡ期の部分の遺構の表示を予定しております。あとは、西側に少し駐車場とかがありますもので、そちらの整備を考えております。

30年度につきましては、園路の舗装、八脚門というのが復元する建物になるんですけれども、こちらの建設を考えております。

あと、遺構整備としまして、Ⅰ期の残りの部分の分とⅢ期の分です。

31年度には、あと残りの工事を行いまして、全て完成しようとしております。

資料の説明は以上です。

○葛西教育長 よろしいでしょうか。

当初、28年度の完成予定だったんですけれども、これは文化庁の補助の金額がシーリングがかかってきまして、特に最近では東京オリンピック、それから、いろんな地震等の災害で熊本城のように文化財が破損すると、それに対してやっぱりお金を使っていかなきゃならないというような、そんな事情もあって、シーリングのお金が減ってきて、思ったようにつくられていないというところなんです。それで、何とか32年度までにはというようなことで、31年度までに完成させたいということで、このように再提案させていただいたところなんです。

これは、まだ久留倍のガイダンス施設はごらんになっていただけていませんね。これはまた一度企画をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○川尻社会教育課長 建物は整備が終わっていますので、あと展示を少し整えます。

○加藤委員 教育長、どうですか。あと3年間は補助金がとれそうなんですか。

○葛西教育長 補助金がだんだん下がってきておるんです。

○加藤委員 何とか減った中でも、31年には完成をお願いしたい。

○葛西教育長 そうできるような今手だてを考えて、何とかして31年度にやってしまうと。特に、もう30年度には八脚門をこれも何とかしてやるというようなことで、今、社会教育課で関係の部局とも相談してもらって、どうしたらできるのかということでやっていますので、そのところはしっかりやっていきたいと思います。

○加藤委員 あと予算的にはどれくらい要るんですか。やってみないとわからんでしょうが。

○川尻社会教育課長 八脚門だけで7,000万もうちょっとかかりそうです。一番大きいのはその建設になります。

4 新テニスコート及び新サッカー場の使用料の設定について

○葛西教育長 それでは、次に参ります。

新テニスコート及び新サッカー場の使用料の設定についてお願いします。

○中根スポーツ課長 スポーツ課でございます。よろしくお願いします。

現在建設中でありまして30年5月開設予定の新テニス、新サッカー場の使用料の設定についてご説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。

1ページ、1の新テニスコート及び新サッカー場の使用料の考え方についてですが、(1)利用者に負担を求める経費につきましては、施設の建設、運営におきましてさまざまな経費がかかりますが、資料の表に記載がございますとおり、人件費、維持管理費を利用者の方に負担を求め、建設費につきましては、その施設を誰もが利用でき、市全体の財産であるという観点から利用者に負担を求めないことと現時点で考えております。

次に、(2)利用者に負担を求める割合ということですが、さっきの利用者に求める人件費、維持管理費をどの程度の割合でご負担いただくかということを決める必要がございます。公的施設としての必要性や、施設を利用する方あるいは市内の方との均衡を考慮して決定する必要がございます。テニスコートにつきましては、民間でも多く提供されていることから100%、サッカー場につきましては、民間で提供されにくいという観点から50%程度ということで考えてございます。

次に、2の新テニスコートの概要についてでございます。

配置など詳細図につきましては5ページに記載がございます。名称は仮称でございます

が霞ヶ浦テニスコート、総事業費としましては現時点で約16億2,000万、供用開始は平成30年5月を予定しております。面数といたしましては、ハードコート16面で、内訳はメインコート1面、サブコート1面、屋内コート8面、屋外コート6面となっております。

次に、1ページ、3の使用料、利用時間、利用区分についてでございます。

まず、(1)使用料についてでございます。

ちょっとここでおわびと訂正をさせていただきたいんですが、資料では「2の考え方で設定した」と記載がございますが、「1の考え方」の間違いでございました。申しわけございません。訂正をよろしく願いいたします。

1の考え方で設定した利用者負担の考えに基づき、1年当たりの管理運営費に負担割合をかけまして、総利用区分数と目標稼働率から求めた利用区分数で割り戻すことにより1利用区分当たりの使用料を試算いたします。

使用料の試算の詳細については、3ページ上段、参考1というところに記載しております。3ページをお願いいたします。

屋外コート、屋内コート、分けて計算しております。試算ではそれぞれ1時間当たり689円、939円となっております。試算結果より、屋外コートにつきましては1時間当たり690円程度、屋内コートでは940円程度と考えておるところです。この料金につきましては、既存の本市の三滝テニスコートの1時間520円よりは高くなりますが、3ページ右側の他市類似施設の料金と比べますと妥当な金額であると考えております。

また、サブコート、メインコートにつきましては、他市類似施設を参考に、それぞれ屋外コートの1.5倍、メインコートの2倍の額を検討しております。

1ページにお戻りいただきまして、(2)の利用時間、利用区分についてですが、利用時間につきましては、既存の三滝テニスコート同様6時から21時まで、12月から2月につきましては7時から21時まで、1面1時間の料金設定を検討しております。

なお、1ページ右下の表に記載のとおり、アマチュア利用か否か、それから入場料を徴収するか否かにより料金の差を設けるといことも考えております。

2ページをお願いいたします。

4の新サッカー場の概要でございます。

これにつきましても、配置などは詳細図、6ページに記載がございます。

名称は(仮称)中央緑地フットボール場、総事業費約13億5,000万、供用開始は

30年の5月を予定しておるところでございます。面数といたしましては3面でございます。サブトラックつきのもので、アメリカンフットボールとの兼用、それからラグビー兼用の3面でございます。全てJFA、日本サッカー協会の公認人工芝というところの仕様となっております。

次に、2ページ、5の使用料、利用時間、利用区分についてでございます。

まず、1の使用料につきましては、さきに申し上げたテニス場と同様、1年当たりの管理運営費、それから負担割合、利用区分等々から求めさせていただきまして、使用料の試算詳細につきましては、あちこちで申しわけないんですが、4ページ上段、参考3に記載しております。

試算では1時間当たり4,044円となっております。試算結果では1時間当たり4,000円程度というところになるわけですが、この料金につきましては、4ページ中段以降に記載しておりますが、本市既存の霞ヶ浦サッカー場、これは仕様が違うわけですが、1時間約600円ということございまして、大幅な値上がりになるということ、それから、近隣市町や他市類似施設と比較しても高い水準にあるということで、県内の類似施設である伊勢フットボールヴィレッジBコートというところを参考に、1時間当たり3,000円程度にいたしたいというふうで検討をしております。

次に、2ページにお戻りいただきまして、(2)の利用時間、利用区分についてですが、利用時間につきましては、霞ヶ浦サッカー場と同様6時から21時まで、11月から3月までは9時から21時まで、現状、利用区分というのは、サッカー場につきましては午前、午後、夜間という3区分になってございますが、利用者の方により利用していただきやすいよう、1時間単位の利用区分への変更ということで考えさせていただいております。

2ページ右側でございますが、テニスコート、フットボール場の管理運営方法でございます。この後、8月の議会に、協議会におきましてお諮りをさせていただきたい、ご協議させていただきたいというところで考えております。そうしまして、29年の11月議会に運動施設条例を上程させていただき、その後、供用開始に向け利用者の予約受け付けを実施していきたいと考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

○葛西教育長 随分簡潔にまとめていただいて、今ここにたどり着くまでにそれこそものすごいエネルギーをかけていただきましたけど、ご苦労さまでした。

何かご質問等ありましたらお願いいたします。

○加藤委員 ご苦労いただいたのはよくわかるんですが、あえて言わせてもらおうと、稼働率が50%をもとにして、そして、例えば40%とか60%とか、サッカー場に至っては30%という数を60%にすると。その根拠がはっきりしないんですよ。サッカー場の場合やったら、30を60にしたら4,000円ぐらいになったから、これはちょっと高過ぎるでまた3,000円に戻しますと、こういう論理で言っているの。例えば、稼働率を、50%を40とか、50%を60ということの中に、スポーツ振興計画の中のスポーツ競技人口を、これを目指しているんだと、だからアップはこういう数字で計りたいとか、あるいはサッカーについても約1.5、6倍になるんですけど、そういう根拠づけがないと、何で30%、50%の数字なのか、こちら辺に近いところで合わそうかという、失礼な言い方をするとそういう積算になってしまうので、何か稼働率から料金を割り出すその根拠になる数値というか、それをぜひ見つけていただきたい。このままでは、流れはすっと来るんですよ、来るんですけど、そのところで疑問を持ってしまうと、何これ、数字合わせととられかねないという、私も現実とってしまう部分もありますので、初めに料金設定、暗黙の数字ありき、そこへ稼働率でもってなんていって、よりまことしやかに理屈つけをしたというように、ちょっと横着な言い方ですけど、そのようにもとられかねますので、そのあたり、課長、どうですかね。

○中根スポーツ課長 率直に申し上げるとおっしゃるとおりで、今の私の説明では数字合わせの数字じゃないかということなんですが、1つ、サッカー場につきましては3面ある、それから、陸上競技場の天然芝のサッカー場を含めると4面というところで、今までの霞のサッカー場でする大会よりはいろんな大会を誘致していくと。そういった中で、目標稼働率としては一旦今の霞よりはアップというところで置かせていただいたんですが、おっしゃるように、根拠、説明力としては弱いと思っておりますので、今後その辺、詳細に詰めて、ご理解いただけるような内容にしていきたいと。

○加藤委員 だから、今の話で、ぜひ競技団体の招致に向けてこれくらいはやりたいというその根拠となる、それが10%なのか20%アップするのかというのがありますでしょうから、そこがないと、この議論はなかなかしにくいところがあるかと思っておりますので。

○中根スポーツ課長 それと、昨年の第3次スポーツ推進計画、その中でも27年の101万人の施設利用者というところを33年に130万にしていきたいというところがございまして、何とかこの目標率に向かって利用者を増やしたいという思いの中で置かせていただいた数字ということではあるんですけども、もう少し根拠づけをして。

○加藤委員 そのあたりをもう少し明確におっしゃっていただくと、説得力もあるし、妥当な金額が出てくるんだと思うんですね。

○杉浦委員 私もスポーツ振興計画とやっぱり一致するような記述があるほうがいいなど。

○加藤委員 次期振興計画を持ったんですもんね。そして施設も整ってきたと。だから、やっぱり合えへん数字は使わないと、まさに今ときじゃないかなと思ひまして。

○葛西教育長 そのあたりも、要は今実際に使われている稼働率があるわけですね。それをもとにして、さらに施設が整備されたということ、しかも、今までは例えばサッカー場であれば霞に1面あっただけということなんですよ。となると、今回の場合は緑地にサッカー場が、中央緑地の陸上競技場を含めて4面までであると。となると、いろんな大会がここで開催できる可能性というものが増えてくると。そういうことから、今まではサッカー場としては30%の稼働率だったけれども、それを倍近い50%にしたというのが、サッカー場についてはそうなんですよ。

テニスコートについては、それぞれ屋外が目標稼働率40%というのは、これは三滝が40%でしたかね。

○中根スポーツ課長 そこら辺については、三滝テニスコートは稼働率が50%ということですが。

○加藤委員 ダウンしてるんですね、これは。下げたんですね、40%に。

○中根スポーツ課長 これはハードコートというところで、軟式とか高齢者の方が少しご利用に難があるという方もみえます。難はないと思うんですけども、難があるという方もみえますので、屋外コートにつきましては、それから、雨天時が、人工芝でございませんでちょっと滑るというか使えないということもありまして、稼働率は下げさせていただいた次第でございます。

それから、これ、屋内コートというんですか、ちょっとこれも表現が、後で修正させていただきたいんですが、側はございませんで、屋根つきコートというのが本来かと思ひますけれども、ここは雨の日でもできるというところと、もう一つは、これも16面ということで、全国でも有数な、いいようなテニスコートということで思っております。そういったことで、こちらについても大きな大会とか全国大会レベルのものが来るところと、その辺を勘案しまして、それぞれ40%、60%と置かせていただいた次第でございます。

○加藤委員 それでもまだちょっと弱いんですね。だから何か根拠があると。

○葛西教育長　そうですね。もうちょっと補強できる場所をお願いしたいと思います。